（住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項）

第四十条　法第五十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　住宅宿泊仲介契約を締結する住宅宿泊仲介業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号

二　宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号

三　宿泊者が宿泊する届出住宅

四　宿泊者の宿泊日

五　宿泊者が住宅宿泊仲介業者に支払うべき対価及び報酬並びにこれらの支払の時期及び方法

六　前号に掲げる対価によって提供を受けることができる宿泊のサービスの内容

七　第五号に掲げる対価に含まれていない宿泊に関する費用であって、宿泊者が通常必要とするもの

八　契約の申込方法及び契約の成立に関する事項

九　責任及び免責に関する事項

十　契約の変更及び解除に関する事項

十一　宿泊者の資格を定める場合においては、その旨及び当該資格

十二　宿泊者が宿泊する届出住宅の所在地を勘案して、宿泊者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合においては、その旨及び当該情報

（情報通信の技術を利用する方法）

第四十一条　法第五十九条第二項において準用する法第三十三条第二項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら受信者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号イ又はロに掲げる方法にあっては、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二　前項第一号ハに掲げる方法にあっては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る宿泊のサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該宿泊のサービスについて苦情の申出があったときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

（標識の様式）

第四十二条　法第六十条第一項の国土交通省令で定める様式は、第十七号様式によるものとする。

（住宅宿泊仲介業者による登録年月日等の公示）

第四十三条　住宅宿泊仲介業者は、法第六十条第二項の規定による公示をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2　法第六十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録年月日

二　登録番号

三　登録の有効期間が満了する年月日

四　商号、名称又は氏名

（旅費の額）

第四十四条　令第四条の旅費の額に相当する額（次条及び第四十六条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第四十六条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第四十五条　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第四十六条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（公告の方法）

第四十七条　法第六十五条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

（身分証明書の様式）

第四十八条　法第六十六条第二項において準用する法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、平成三十年三月十五日から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官）	（不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官）
第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。	**第四十三条**　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。
2　不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　宅地及び建物の取引、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第	一　宅地及び建物の取引、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第